

別表 2 - 2 日中一時支援事業に係る障害程度区分調査票

	項目		判断基準
①	食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全介助</li> <li>・一部介助</li> </ul>	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全介助</li> <li>・一部介助</li> </ul>	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全介助</li> <li>・一部介助</li> </ul>	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
④	行動障害 及び 精神症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ毎日 (週 5 日以上の) 支援 や配慮等が必要</li> <li>・週 1 回以上 の支援や 配慮等が必要</li> </ul>	調査日前の 1 週間に週 5 日以上現れている場合又は 調査日前の 1 か月間に 5 日以上現れている週が 2 週 以上ある場合。  調査日前の 1 か月間に毎週 1 回以上現れている場合 又は調査日前の 1 か月間に 2 回以上現れている週が 2 週以上ある場合。  (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 や、危険の認識に欠ける行動。 (2)睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動（多飲水 や過飲水を含む）。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴っ たり、器物を壊したりする行為 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が 低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作 に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ 等のため外出や集団参加ができない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7)学習障害のため、読み書きが困難。

上記の項目のうち次の区分を設定する。

【区分 1】 ①から③までの項目のうち「全介助」が 2 項目以上又は④の項目のうち  
 「ほぼ毎日」が 1 項目以上の場合

【区分 2】 ①から③までの項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が 2 項目以  
 上又は④の項目のうち「週 1 回以上」が 1 項目以上の場合

【区分3】区分1又は区分2に該当しない者で①から④までの項目のうち、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上の場合

ただし、豊岡市障害者自立支援認定審査会において障害程度を認定している利用者については、次の表のとおりとする。

認定審査会障害支援区分	日中一時事業障害程度区分
区分6	区分1
区分5	
区分4	区分2
区分3	
区分2	区分3
区分1	